

## 2014年度西浜 SLSC 会員・寄付区分

## ■ 会員区分

正会員	この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 ・18歳以上（高校生不可）
一般会員	この法人の目的に賛同の意思を届け出た個人及び団体 ・18歳以上（高校生不可）
高校生会員	この法人の事業に賛同の意思を届け出た高校生
ジュニア会員	この法人の事業に賛同の意思を届け出た中学生以下

## ■ 会費

正会員	年会費：7,000円 入会金：5,000円（初年度のみ）
一般会員	年会費：5,000円 入会金：5,000円（初年度のみ）
高校生会員	年会費：3,000円 入会金：なし
ジュニア会員	年会費：2,000円 月会費：3,000円 入会金：なし

## ■ 寄付金

寄付金	・1口 3,000円 ・クラブ施設の充実、認定NPOへの移行のためご協力ください。 （認定NPO資料参照）
-----	---

## ■ 会員特権

正会員	1. 総会での議決権 2. クラブの全事業に参加可能 3. クラブ加入保険の適用 4. クラブ員カードの発行（サポート店での特権享受） 5. メールマガジンの配信・メールリングリストへの登録 6. クラブ器材・事務局の使用可能（一部有償）
一般会員	1. 総会での議決権なし 正会員2-6は同じ
高校生会員	1. 総会での議決権なし 2. クラブが認めた事業に参加可能 正会員3-6は同じ
ジュニア会員	1. 総会での議決権なし 2. ジュニアプログラムの参加条件 3. クラブ加入保険の適用 4. クラブ員カードの発行（サポート店での特権享受） 5. クラブ器材の使用（ジュニアのみの使用は不可）

## ■ 加入保険

		NPO保険	ボート保険（動力船搭乗時）
対人		2億円	-
	対物		-
対人（動力船使用時）		-	3000万円
対物（動力船使用時）		-	
本人（動力船使用時含む）	死亡	200万円	-
	障害	200万円	-
	入院	2000円/日	-
	通院	1000円/日	-

- ※ クラブ活動中の事故に対しては、クラブが加入しているNPO保険及びボート保険（クラブ所有器材）が適用されます。  
 ※ 夏季パトロール中は、別途保険に加入しています。詳細は事務局及びパトロール委員会にお問い合わせください。  
 ※ クラブ活動中に怪我など事故が発生した場合は、速やかに事務局（風間）までご報告ください。

## ■寄付金のお願い

西浜 SLSC が実施している水難事故防止に関わる様々な活動の財源の一部は、皆様からの会費等で賄われています。

現在西浜 SLSC では認定法人 NPO 取得に向け、準備しています。認定法人 NPO 取得の要件の一つとして 3000 円以上の寄付者 100 名以上が必要です。この機会に今まで十分整理が出来ていなかった会員・寄付区分を整理いたしました。

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

なお認定 NPO 法人を取得した場合、寄付者は税法上の優遇措置が受けられます。（詳細は認定 NPO 法人を取得した際、改めてご連絡いたします）

## ■認定 NPO 法人とは？

詳細は以下の URL をご覧ください

[https://www.npo-homepage.go.jp/support/h21\\_nintei\\_2.html](https://www.npo-homepage.go.jp/support/h21_nintei_2.html)

### 認定NPO法人制度とは？

NPO法人への寄附を促す制度です。  
その目的は「**NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援すること**」です。

※認定NPO法人制度は、税制上の措置として平成13年10月から始めました。



**認定NPO法人になるためには国税庁長官の認定を受ける必要があります。**

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けているものをいいます。つまり、NPO法人になるためには、所轄庁（内閣府または都道府県）からの「**認証**」を受ける必要がありますが、認定NPO法人になるためには、さらに国税庁長官からの「**認定**」を受ける必要があります。



NPO法人の規模の大小に関わらず、認定を受けることが可能です。小さなNPO法人も実際に認定を受けています。

## 会員・寄付区分の Q&A

問 私はパトロールや大会等にも参加しています。今後、正・一般のどちらになればよいのでしょうか？

答 活動実績がある場合、正又は一般会員のどちらでも選択可能です。正と一般の違いは総会での議決権のあるなしです。クラブ運営は、適任者にお任せして（すなわち総会議決権は不要）、パトロールや大会参加など現場の活動だけ行いたいならば一般会員でもこれまで通りの活動ができます。また賛助会員だった方は、賛助会員がなくなりましたので一般会員に移行してください。例えば学生時代は一般会員で、社会人になりクラブ運営などにも興味が出てきたら正会員に移行することも可能です。もちろん学生時代から正会員でも OK です。

問 私は仕事の関係上、パトロールや大会などクラブの活動には、ほとんど参加できていません。今後、正・一般のどちらになればよいのでしょうか？

答 活動実績がない場合、正会員には成れませんので、一般会員としてご登録ください。しかし活動に参加しないのに 5000 円の負担は大きい場合、寄付者として、クラブ運営を支えて頂ければ嬉しいです。

問 私は地方勤務になり、しばらくクラブの活動に参加できそうもありません。その場合どのような対応をしたらよいのでしょうか？

答 一般会員として遠方から支えて頂いても結構です。しかし活動に参加しないのに 5000 円の負担は大きい場合、寄付者として、クラブ運営を支えて頂ければ嬉しいです。

問 会費とは別に寄付金を払う必要があるのでしょうか？

答 寄付金と正会員・一般会員・高校生会員・ジュニア会員の会費は別です。「寄付金」とは支払う側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与（対価性）がないものです。一方「会費」は、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが西浜 SLSC を成り立たせるために負担すべきもので、寄付金とは異なり対価性を有します。よって「寄付金」は、必ずしも払うべき必要性はなく皆様の意思でご協力頂くものです。クラブの活動拠点も今年度は建物に専用の入口、外部にも洗浄用の水道、ロッカー等の設置により施設も充実していますので、積極的にご協力お願いいたします。学生のときは難しいかもしれませんが、事情を鑑みてご協力ください。

問 私は昔西浜でパトロールしていました。しかし社会人になり、ずいぶん活動から遠ざかっています。何らかの形で、また西浜に対して貢献したいと思いますが、どのような方法がありますか？

答 もしお時間が許せば、一般会員になって頂き、ぜひクラブの活動に参加して頂ければと思います。現在パトロール以外にも、ジュニア教室やビーチクリーンなど年間を通して様々な活動をしています。活動への参加が難しい場合、寄付者として、経済的にクラブ運営を支えて頂ければ嬉しいです。

問 私はジュニアの保護者です。たまにジュニアプログラムの時に、お手伝いしています。その場合、正又は一般会員にならなくてはいけないのでしょうか？

答 ジュニア保護者の方々が、ジュニアプログラムのお手伝いをして頂ける場合、正又は一般会員にならなくても結構ですし、会員要件を満たしてクラブ活動を行うのであれば正又は一般会員にもなっていただきたいと考えています。一方、ジュニアプログラムで使用する様々な器材の購入費用などジュニア会費だけでは賄えず、皆様からの寄付金や夏季パトロール活動費などで賄っております。クラブの健全運営のためにも、ジュニアの保護者の方にもぜひ寄付者として、今後もクラブ運営を支えて頂ければ嬉しいです。

問 私は高校生です。今後進学(大学・専門学校など)してもライフセービング活動を続けていきたいと思っています。その場合どのような対応をしたらよいのでしょうか？

答 進学後も西浜 SLSC で活動する場合、正又は一般会員になって頂く必要があります。高校生会員から一般又は正会員になる場合、入会金が必要になります。一方、進学先に LSC があり、夏のパトロール活動や大会参加など学校クラブ主体で活動していく場合、西浜 SLSC の正又は一般会員にならなくても結構です。しかし西浜 SLSC のクラブ施設・器材を使用したり、委員会メンバーとして活動することを予定している場合は、西浜 SLSC の正又は一般会員になって頂く必要があります。詳細は事務局にご相談ください。

問 私は他クラブに所属していますが、正又は一般会員にならなくても夏のパトロールに参加できますか？

答 他のクラブとの掛け持ちで西浜 SLSC の正又は一般会員になることも可能です。しかし夏のパトロールにスポット的に入るだけの活動ならば、例外的に正又は一般会員にならなくても参加可能です。その場合、保険も適用されます。詳細はパトロールキャプテンなどにご相談ください。